

## 離島へき地勤務者支援事業実施要項

(平成 23 年 2 月 24 日支部長決定)

(平成 24 年 3 月 15 日全部改正)

### 1 趣 旨

公立学校共済組合北海道支部（以下「支部」という。）組合員及びその被扶養者の健康管理の一環として、離島へき地勤務者支援事業を実施し、支部主催の健診事業の受診、セミナーの参加機会の向上及び市町村が実施する妊婦健診の補助を行い、もって離島へき地勤務者の健康の保持増進を図る。

### 2 対象事業

- (1) 支部主催の健診事業  
人間ドック、配偶者人間ドック、婦人がん検診、脳ドック検査補助、特定健診
- (2) 支部主催のセミナー  
メンタルヘルスセミナー、介護支援事業、退職準備セミナー、ヘルスアップセミナー
- (3) 市町村が実施する「妊婦健診」
- (4) 支部主催の健康相談事業  
心の健康相談（面接相談）
- (5) 人間ドック等自主受診補助

### 3 事業対象者

離島を含め、へき地 3～5 級地（以下「へき地 3 級地以上」という。）のへき地学校等（幼稚園、共同調理場を含む。）に勤務し、同一地域に居住する組合員及び同居している被扶養者（以下「組合員等」という。）とする。

### 4 補助内容及び補助対象者

- (1) 健診事業受診、セミナー参加及び健康相談に係るフェリー運賃補助  
補 助 内 容：支部が主催する健診事業の受診、セミナーに参加、健康相談（面接相談）及び市町村が実施する妊婦健診を受診したとき、その交通費のうち「フェリー運賃」の一部を補助する。  
補助対象者：離島のへき地学校等に勤務する組合員等
- (2) 健診事業受診、セミナー参加及び健康相談に係る宿泊補助  
補 助 内 容：離島を含め、へき地 3 級地以上に居住する組合員等で、支部が主催する健診事業等を受診するために前泊又は後泊が必要な場合にあっては、「宿泊料」の一部を補助する。  
補助対象者：3 級地以上のへき地学校等に勤務する組合員等
- (3) 健診事業受診、セミナー参加及び健康相談に係る交通費補助  
補 助 内 容：離島を含め、へき地 3 級地以上に居住する組合員等で、支部が主催する健診事業等を受診するための移動に要する交通費等の一部を補助する。  
（離島へき地学校等に勤務する組合員等はフェリーの発着地から要する交通費等とする。）  
補助対象者：3 級地以上のへき地学校等に勤務する組合員等
- (4) 人間ドック等自主受診に係る検査費用等補助  
補 助 内 容：離島を含め、へき地 3 級地以上に居住する組合員等で、支部が実施する健診事業（人間ドック、配偶者人間ドック、脳ドック、婦人がん検診）を希望しても受診できなかった場合に、個人で人間ドック等を受診した際に検査に要する費用、フェリー運賃、宿泊費、交通費の一部を補助。  
補助対象者：3 級地以上のへき地学校等に勤務する組合員等

### 5 補助金額

- (1) 健診事業受診、セミナー参加及び健康相談に係るフェリー運賃補助

受診等に要した「フェリー普通運賃」の2等料金相当額(島民割引券を使用した場合は、その金額)として1回当たり5,000円を上限とし、その都度補助する。

- (2) 健診事業受診、セミナー参加及び健康相談に係る宿泊補助  
受診等に要した前泊又は後泊の宿泊料で、5,000円を上限とし、その都度補助する。
- (3) 健診事業受診、セミナー参加及び健康相談に係る交通費補助  
受診等に要した交通費で移動に要した距離が100km以上200km未満は1,000円、200km以上は2,000円をその都度補助する。
- (4) 人間ドック等自主受診に係る検査費用等補助  
個人が任意で人間ドック等を受診したとき自己負担額の1/2で15,000円を上限として補助し、各年度1回限りとし、フェリー運賃、宿泊費、交通費等に係る補助については上記(1)～(3)によるものとする。

## 6 補助金の請求

対象事業の受診者又は参加者は、別紙様式1「離島へき地勤務者支援補助金請求書」に、次に掲げる書類を添付の上請求するものとする。

- (1) 請求区分の費用金額、利用者及び利用年月日が確認できる領収書等(原本)  
(フェリー利用の場合については、乗船を確認できる領収書)
- (2) 人間ドック受診決定通知書(写)、セミナー受講決定通知書(写)、妊婦健診を行った医療機関及び個人で自主的に健診を行った医療機関の領収書(写)
- (3) 交通費の請求については、別紙様式2「交通費請求内訳書」に、居住地から医療機関等の所在地までの運賃等を北海道職員等の旅費に関する条例に基づき算出のうえ記入すること。
- (4) 面接相談に係るフェリー運賃等に係る補助を請求する際には、別紙様式3「面接相談の記録」に必要事項を記入すること。

## 7 補助金の決定

支部長は、請求書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の額を決定し、決定通知書を請求を行った組合員(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

## 8 補助金の支払

支部長は、請求書を毎月月末締切、内容を審査確認の上、所定の金融機関を經由して、翌月28日請求者の口座に送金する。(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)

## 9 補助金の返還

申請内容その他申請に当たって不正な事実があったときは支部長は、決定した補助金の全部又は一部を取消、既に支払った補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

## 10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が定める。

### 附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。